

公害防止に関する諸届の一覧表

(上田市：平成 29 年 3 月 31 日現在)

法令等	区分	届出先	届出等の種類							
			特定施設等						特定の工事 作業実施	その他
			設置	新たに規制対象 となった場合	構造等の変更	氏名等の変更	承継	廃止		
大気汚染防 止法	ばい煙発生施設 他	県知事	設置届出 (60 日前)	使用届出 (30 日以内)	変更届出 (60 日前)	氏名等変更届出 (30 日以内)	承継届出 (30 日以内)	使用廃止届出 (30 日以内)		事故時通報 (直ちに)
	特定粉じん排出 等作業	県知事							実施届出 (14 日前(緊急 時：速やかに))	
水質汚濁防 止法	特定事業場	県知事	設置届出 (60 日前)	使用届出 (30 日以内)	変更届出 (60 日前)	氏名等変更届出 (30 日以内)	承継届出 (30 日以内)	使用廃止届出 (30 日以内)		事故時届出 (速やかに)
	貯油事業場等	県知事								事故時届出 (速やかに)
土壌汚染対 策法	第 3 条第 1 項た だし書き確認に 係る届出	県知事						確認申請 (120 日以内)		土地利用方法変更届出 (遅滞なく) 承継届出 (遅滞なく)
	指定に係る届出	県知事						土壌汚染状況調 査報告 (120 日以内)		土地形質変更届出 (14 日前) 汚染土壌管理票写し (処分確認後)
ダイオキシ ン類対策特 別措置法		県知事	設置届出 (60 日前)	使用届出 (30 日以内)	変更届出 (60 日前)	氏名等変更届出 (30 日以内)	承継届出 (30 日以内)	使用廃止届出 (30 日以内)		ダイオキシン類測定結 果報告 (測定後/年 1 回以上)
県公害の防 止に関する 条例	特定施設・ ばい煙発生施設	県知事	設置届出 (60 日前)	使用届出 (60 日以内)	変更届出 (60 日前)	氏名等変更届出 (30 日以内)	承継届出 (30 日以内)	使用廃止届出 (30 日以内)		
	粉じん発生施設	県知事	設置届出 (設置前)	使用届出 (60 日以内)	変更届出 (設置前)	氏名等変更届出 (30 日以内)	承継届出 (30 日以内)	使用廃止届出 (30 日以内)		
特定工場に おける公害 防止組織の 整備に関す る法律	下記以外	県知事					承継届出 (遅滞なく)			管理者等の選任、死 亡・解任届出 (30 日以内)
	騒音・振動のみ	市長					承継届出 (遅滞なく)			管理者等の選任、死 亡・解任届出 (30 日以内)
騒音規制法	特定工場等	市長	設置届出 (30 日前)	使用届出 (30 日以内)	変更届出 (30 日前)	氏名等変更届出 (30 日以内)	承継届出 (30 日以内)	使用全廃届出 (30 日以内)		
	特定建設作業	市長							実施届出 (7 日前(緊急 時：速やかに))	
振動規制法	特定工場等	市長	設置届出 (30 日前)	使用届出 (30 日以内)	変更届出 (30 日前)	氏名等変更届出 (30 日以内)	承継届出 (30 日以内)	使用全廃届出 (30 日以内)		
	特定建設作業	市長							実施届出 (7 日前(緊急 時：速やかに))	
市公害防止 条例	特定工場等 (騒音以外)	市長	設置届出 (60 日前)	使用届出 (30 日以内)	変更届出 (60 日前)	氏名等変更届出 (30 日以内)	承継届出 (30 日以内)	使用廃止届出 (30 日以内)		
	特定工場等 (騒音)	市長	設置届出 (30 日前)	使用届出 (30 日以内)	変更届出 (30 日前)	氏名等変更届出 (30 日以内)	承継届出 (30 日以内)	使用廃止届出 (30 日以内)		
	特定建設作業	市長							実施届出 (7 日前(緊急 時：速やかに))	

届出等の受付窓口

県知事あて：長野県上小地方事務所環境課

市長あて：上田市役所（上田地域）生活環境部生活環境課、（丸子・真田・武石地域）各地域自治センター市民サービス課